

一〇世紀初頭のスウェーデンにおける 「議会主義」を巡る右派の思想

——「スウェーデン型議会主義」のもう一つの源流——

安 武 裕 和

目次

- 序章 スウェーデン型議会主義を巡る先行研究と本論の主題
- 第一節 「スウェーデン型議会主義」の持つ特徴
- 第二節 「議会主義」概念の多様性
- 第三節 先行研究における問題点および本論の視角
- 第一章 二〇世紀初頭の議会改革の概要
- 第一節 当時の国会状況
- 第二節 政治党派としての左派と右派
- 第三節 議会主義化と民主主義化に至るまでの経緯
- 第四節 スウェーデンの議会主義化の歴史的位置付け
- 第二章 二〇世紀初頭の右派の政治思想

第一節 英国型議会主義とは相反する「スウェーデン独自の伝統」

第二節 左派政権への警戒心

第三節 右派の政治思想が与えた影響

終章 本論文の意義と限界

序章 スウェーデン型議会主義を巡る先行研究と本論の主題

第一節 「スウェーデン型議会主義」の持つ特徴

議会主義 (parliamentarism) へは、スウェーデン政治を語る上で不可欠の用語である。同国で最も著名な政治学者の一人であるペタ・ペッタソン (Olof Petterson) によれば、民主主義には権力分立 (maktdelning) と議会主義の二形態があり、⁽¹⁾ 権力分立とは「立法権と執行権がそれぞれ独立した決定領域を持つこと」であるのに對して、議会主義とは「政府 (regeringen) が国民代表議会 (folkrepresentation) の承認を受ける必要があること」を意味している。米国では前者が成立し、スウェーデンを含む欧州では後者が支配的である (Petterson 2004: 109)。

更に、ペタ・ペッタソンは議会主義の形態として「ポジティブな議会主義」と「ネガティブな議会主義」という二類型を提示している。彼によれば、前者においては政府の成立のために議会内の過半数の「支持」が必要であるのに対し、後者においては議会内の過半数が「許容」すれば（過半数の「反対」がなければ）政府は成立する。よって、

前者においては与党は常に議会の過半数でなければならないため、政府の樹立が困難であるが、後者においては議会内の少数派のみでも政府を形成する」とが出来る（Pettersson 2004: 130）。

彼の叙述によれば、スウェーデンは「ネガティブな議会主義」に分類される。同国の首相選出は、まず国会内の議長、副議長、各党の党首による協議を通じて候補者（一名）が指名され、それに対しても議決を採り、過半数の「反対」がなければ首相として正式に任命される。⁽³⁾ まさに、積極的支持ではなく消極的許容によって選出される「ネガティブな議会主義」の典型例と言えよう。

そして、実際にスウェーデンの歴史においては、議会制民主主義確立後の一九二一年から二〇〇六年までの八五年間のうち七二年間（八四・七%）が少数与党内閣によつて運営されている。⁽⁴⁾ すなわち、「過半数の積極的承認」ではなく「半数の消極的默認（過半数の積極的否認の不在）」を政権運営の必要条件とする、（いわゆる英國型議会政治とは一線を画す）同国独自の議会政治慣習が確立していると言えよう。ペタションによれば、議会主義諸国の場合、与党が議席の過半数を占めている場合は議会の役割は低下し、少数与党の場合は議会が与野党の意見調整の場合として重要な役割を果たす」となる（Pettersson 2004: 109-110）。つまり、「ネガティブな議会主義」を基調としたスウェーデンの「議会」は、他の議会主義諸国と比べてより重要な政治的役割を担つてきた、ということであり、そのような同国の議会システムの歴史的起源を分析することは、同国政治の本質を理解する上で不可欠な作業であると言える。

第二節 「議会主義」概念の多様性

ただし、いじいで留意すべきは、「議会主義」と「議院内閣制」とは必ずしも同義ではない、という」とである。上述のペタションの「ポジティブな議会主義」と「ネガティブな議会主義」とは事実上、議会主義における内閣選出の側面のみに着目した分類であるが、厳密には、議会主義とはそのような意味だけで用ひられてきた言葉ではない。確かに現代における「議会主義」とは「議院内閣制」を意味する」とが多く、「parliamentarism (parliamentarism)」が「議院内閣制」と翻訳されることが多い。しかし、スウェーデンにおいては、まだ内閣制度も成立していない一七世紀～一八世紀の身分制議会における議会権力全盛の時代を指す言葉としても「議会主義」という概念は用いられており、本質的には議会主義とは、「議会が政治権限を掌握する」とを意味する言葉なのである。

この議会主義概念を最も詳細に整理したのはシドウ (Björn von Sydow) である。彼は、「国際的な概念としての議会主義」としてヴァーニー (D. V. Verney)、ブライベ (J. Bryce)、バイメ (Klaus von Beyme) などの定義を、「スウェーデンにおける概念としての議会主義」としてキレーン (Rudolf Kjellén)、キールベリ (Leif Kihlberg)、ヘルリツ (Nils Herlitz)、シェルンクイスト (Nils Stjernquist) などの定義を紹介した上で、最終的に彼自身の提示する定義として、「国民代表議会内の政党政治状態への政府の依拠」「有権者による国民代表議会選挙を通じての間接的な政権交替への影響力行使」「国家元首と政府首班の機能的分離」の三つを議会主義的主要条件として位置付け、更に副次的な五つの条件として「大臣は議会構成員」「政府は集合的」「首相の指導的役割」「政府への不信任決議」と政府の議会解散権」「議会内の反対派の法律改正および政府の監視への貢献（議会制への忠誠）」を掲げている (von Sydow 1997: 18-35)。

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

ルのシドウの定義の妥当性の検討については別稿に譲るが、彼はルの著書の中で、(アルーセヴィッジ／Axel Brusewitz の言葉を引用して) スウェーデンでは他国に比べて「政府の指導力」よりも「議会の支配力」の方が強く、実質的には「内閣議会主義 (kabinettsparlamentarism)」といふよりも「派閥議会主義もしくは委員会議会主義 (frak-tions- eller utskottsparlamentarism)」であると説明している (Sydow 1997: 30)。前述のペタションの「ポジティブ／ネガティブ」の二分法はこの概念整理を「内閣選出」という点に絞って換言した説明と言えよう。

このように「議会主義」とは単純に議院内閣制のみを意味する言葉ではなく、シドウも述べている通り、時代や国によつて様々な解釈で用いられてきた。特に二〇世紀初頭の政治家達の中には、今日では議会主義とは相反する体制として認識されている当時の「権力分立体制」を「スウェーデン型議会主義」と呼ぶ者達もいたのである。その意味で、現代的な観点から、「議院内閣制」を表す言葉としてのみ「議会主義」という言葉を用いることには、やや問題がある。無論、比較政治学的な観点から見た場合、このような形で現代的視点から指標を単純化することは自体は決して間違つてはいない。⁽⁵⁾しかし、政治史研究とは歴史学と政治学を架橋する学問である以上、重要な概念の定義の際には、そのような現代的視点からのみでなく、歴史的観点から見た位置付け、すなわち「当時の人々がその言葉をどのように用いていたのか」ということについても、同時に配慮する必要がある。

本論文では上記の観点から、「議会主義化の時代」と呼ばれる二〇世紀初頭のスウェーデンの政治家達の間で、実際に「議会主義」という表象がいかなる意味で用いられていたのか、といふことにも考慮した上で分析する。

第三節 先行研究における問題点および本論の視角

本論文の主要な分析対象は、スウェーデン政治における議会主義への転換点となつた二〇世紀初頭における右派（Högern）の政治理論家達の思想である。彼等の残した論文の中から、当時の同国における「議会主義」概念の多義性と、それらが今日のスウェーデン型議会主義に対しても与えた影響について分析する。

伝統的に、二〇世紀初頭のスウェーデンにおける議会主義の旗手として描かれてきたのは、当時の左派（Vänsterpartiet）の中心的人物であった自由統一党（Liberala Samlingspartiet）のスター・フ（Karl Staaff）である。彼は同時代の英國を政治の理想型と考え、英國の「下院議会主義（underhusparlamentarismus）」をスウェーデンにも導入することを目指していた。既存の研究では、カール・ソッハ（Sten Carlsson）や小川のように、彼をスウェーデンの議会主義の源流と位置付けた上で、スウェーデンの議会主義化への道を単線的に捉える傾向が強く、故に一九〇六年政局における彼の失脚（下院議会主義路線の敗北）を「議会主義の側面における後退」と位置付け、スター・フおよび自由党の政権闘争における勝敗と議会主義の進展／後退を同一視して論じる傾向が強かつた（Carlsson 1985: 234; 小川 1992: 623）。

しかし、現実には彼の掲げた下院議会主義路線はスウェーデンでは実現せず、彼の死後、後継者となつたエーデン（Nils Eden）の手で、一九一七年に「両院議会主義」が確立することになる。この二つの議会主義路線の違いとその相互関係については本論に譲ぬとして、ノルドホフ一つ指摘しておぐべきことは、このような左派側からの議会主義路線に対し、右派の側からは、ファーレルベックやレクシウスのような、全く異なる意味で「議会主義」という言葉を用いる者達が存在していた、といふことである。

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

近年はスウェーデンの体制変革における右派の自己刷新や、議会改革における左派との妥協形成の過程の分析を通じて、右派の歴史的役割を再評価する研究も発表されつつあるが（Stenlås 2002; Nilsson 2001; Olsson 2000），管見の限りにおいて、当時の右派の理論家達の論文の中における「議会主義」概念の多義性と、それらが一九一七年以降のスウェーデン型議会主義に対し与えた影響について本格的に言及した既存研究は存在しない。だが、実は当時の彼等の政治理論の中で、今日の同国の「ネガティブな議会主義」の思想的源泉が生み出されていたのである。本論の主旨は、これまでの左派中心の単線的な「スウェーデン型議会主義の形成史」を見直し、当時の右派の理論家達の諸論文における多様な「議会主義」概念とその中に込められた主張を明らかにすることで、それが今日のスウェーデンの「ネガティブな議会主義」に対して与えた影響を明確化し、同国政治史における「右派の役割」と「議会主義形成の系譜の複線性」を明らかにすることにある。

本論ではまず第一章において二〇世紀初頭のスウェーデン政治の統治体制の変容過程を確認した上で、当初の左派が目指していた「英國型議会主義」と実際に成立した「スウェーデン型議会主義」との違いを明らかにして、左派のみをスウェーデン型議会主義の源流と考える既存の議会史觀を反証する。続く第二章ではその「スウェーデン型議会主義」の独自性の思想的源泉となつた、当時の右派系雑誌における諸論文を、各人の言説における「議会主義」の意味の違いに留意しながら読み説くことで、その中に込められた彼等の政治理念を明らかにする。

第一章 二〇世紀初頭の議会改革の概要

第一節 当時の国会状況

1. 1. 1. 制限選挙制

一九世紀後半～二〇世紀初頭のスウェーデンの国会システムの大きな特徴は、制限選挙制と権利分立制の二点に集約される。

当時のスウェーデンの国会は、一八六六年国会法 (*Riksdagsordning*) に基づき、「第一院 (Första kammaren／上院)」と「第二院 (Andra kammaren／下院)」による二院制の形態で運営されていた。第一院は各県議会 (landsting) と六つの大都市議会 (stadsfullmäktige) の代表者によって成り立っているのに対し、第二院は小～中選挙区の直接選挙 (多数代表制) によって選出される。いずれも厳しい財産制限が課せられており、富裕層に圧倒的に有利な制度であったのだが、その中でも特に第一院は、被選挙権条件を満たす者自体が全国で六〇〇〇人程度しか存在せず、更にその選出母体となる地方議会では、高額納税者が一人で何千もの票を投じることが出来る「等級別複数投票制」が定められていたため、極めて有産階級に有利な選出システムであった (安武 2006b: 83)。

なお、この両院の関係は対等であり、法案成立のためには両院で賛同を得なければならない。ただし、予算および徵稅に関する法律の成立を巡って両院の意見が対立した時は、両院議員による合同投票での多数決によって決着させることができ定められており、議員数は第一院の一五〇人に対して第二院が二三〇人だったので、その意味ではやや第一院に有利な制度であった。

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

1. 1. 2. 権力分立制

そして当時の一八〇九年統治法(*regeringsformen*)では、立法権が国会に委ねられていたのに対し、行政権を握る内閣(ministär)の指名権は国王に一任されていた。内閣が責任を負う対象はあくまで国王であり、就任時に国会の信任を得る必要はなかった。また、国会は内閣に不信任決議を出すことは出来たが、両院での不信任成立が必要なため、実質的には機能しなかった(Rexius 1917: 186-187)。ただし、上記の通り予算成立のためには国会の承認が必要であったため、現実的には国会を無視して国王および彼が指名した内閣が無制限に権力を行使することは出来ず、内閣の方針に対して国会が抵抗したことで内閣が辞職に追い込まれた事例も多々あった。このように当時の権力分立体制とは、国王、内閣、国会が協調して政治を運営することを大前提としていたのである。

これは、一七〇一八世紀のスウェーデンにおける国会権力全盛の「自由の時代(Frihetstiden)」において贈賄などの政治腐敗が続出したという事実と、そのことがその後の反動としての「グスタフ絶対主義」と呼ばれる国王專制の時代(一八世紀末期～一九世紀初頭)をもたらしたという経験から、国王にも国会にも独占的権力は与えない、という政治的理念に基づいて、当時のモンテスキューの三権分立論を援用する形で導入された「権力分立体制」であった(安武 2006b: 81-82)。

第二節 政治党派としての左派と右派

1. 2. 1. 左派のト院議会主義路線

いのよやな、富裕層および国王の意向を強く反映した制度に対して、当時のスウェーデンの「左派」と呼ばれる

勢力は「民主主義化（普通選挙権の確立）」と「議会主義化（議院内閣制の導入）」を強く求めていた。当時の政治的党派としての「左派」とは、都市中間層を主要な支持基盤とする「自由統一党（以下、自由党）」と、労働者階級を代表する政党としての「スウェーデン社会民主労働党（以下、社民党）」のことである。スウェーデンで議会改革論争が勃発した当初は、まだ社民党の国會議員数は極少（一九〇二年選挙の時点で四、一九〇五年選挙の時点で一三）で、実質的に初期の改革論争において主導権を握っていたのは、第一院内で四割強の議席を有する自由党であった。

一九〇二年に設立された自由党は、当初は国会第二院のベテラン議員フリーセン（Sixten von Friesen）を中心として結成されたが、一九〇四年以降は、弁護士出身の若手急進派議員スタッフが実質的な指導者として台頭する。彼は、英國議会を政治の理想型と考え、スウェーデンにも英國型の議会制民主主義を導入することを目指していた。それはすなわち、下院（第二院）に政治権限を集中させ、小選挙区制選挙を通じた政権交替を前提とする政治システムである。一般に、彼の目指したこの政治システムは「下院議会主義」と言われる。

1. 2. 2. 右派の伝統主義／現状維持志向

このような新興の左派勢力に対し、国会内の（「左派以外の議員集団」を意味する言葉として）「右派」と呼ばれる有産階級と農民層を中心とした勢力は、左派の求める改革路線を、「スウェーデン政治の伝統を覆す外来思想の強引な導入」であると考え、権力分立体制、両院対等原理、制限選挙制などの維持を求めていた。彼等が特に「議会主義化」に対して激しい警鐘を鳴らしていた最大の理由は、「自由の時代の再来」への恐怖であり、一部の社会階級のみを代表する政党に政治が乗っ取られることを防ぐことこそが、彼等の至上命題だったのである。

第三節 議会主義化と民主主義化に至るまでの経緯

1.3.1. スウェーデンの選挙権改革論争の勃発

スウェーデンの議会改革論争が本格的に始動するのは、一九〇一年の義務的軍事演習期間の延長を定めた軍隊法 (hirdning) の成立直後からである。当時、「一人・一票・一ライフル論」、すなわち「軍事的義務を負う者には、政治的権利を与えるべき」という主張が左右両勢力の間で展開しており、この一九〇一年の軍隊法を、左派の一部の賛同を得ることでからうじて成立させた当時の右派勢力は、もはや選挙権改革自体を否定することは出来なかつた（安武 2006a: 61-62）。

そして翌年以降、右派は様々な第一院改革法案を提出したが、左派議員達の賛同は得られず、改革論議は難航する。いひで主な争点となつたのは選挙方式である。右派は「改革後に少しでも自身の勢力を国会内に維持する」とを目指し、選挙権の拡大と同時に、（改革後に自身が少数派となることを見越して）相対的に少数派政党に有利な「比例代表制」の導入を掲げていたのに対し、左派（特にスターフ）はあくまで英國型の小選挙区制に基づいた議会改革を要求し続け、両者の議論は平行線を辿つていた（安武 2006a: 62-63）。

1.3.2. 第一次スタッフ政権における下院議会主義の挫折

そして、一九〇五年選挙で初めて左派の合計議席数が第一院の過半数を超えたことで、国王オスカル二世 (Oscar II) は、この泥沼化した議会改革論争を決着させる」とを期待して、自由党のスタッフを首相に任命する。これによりて、スウェーデン史上初の「第一院選挙の結果に基づく政権交替」が実現した。

だが、現実にはスターフは議会改革を実現する」とは出来なかつた。彼は一九〇六年に「小選挙区制に基づいた第二院への男子普通選挙制」を求める政府法案を提出し、第一院の過半数を占める左派議員達はこれに同調したものの、第一院の圧倒的多数を占める右派議員達は反発し、廃案に追い込まれる。ここでスターフは「真に正統な議会は第二院のみ」と主張して、強引な法案成立を目指んだものの、その実現のための有効な戦略を欠き、最終的には国王とも対立して辞任に追い込まれる。これはまさに、スターフの「英國型の下院議会主義」を求める路線が、国王と第一院の前に完敗したこと意味していた。

そして翌年、スターフの後任として首相に指名された右派のリンドマン (Arvid Lindman) 内閣は、テルベリ (Dan-*tel Persson i Tälberg*) を中心とする左派内の北部農民派とも協力した上で、第二院への男子普通選挙制導入と同時に、第一院および地方議会の部分的改革と、全選挙への比例代表制の導入を組み合わせた改革法案の成立に成功した。スターフとは対照的にリンドマンは、右派の求める「両院対等原理の維持と比例代表制導入によつて左派の過度の伸張を抑止する」という目標を達成するために、第一院での高所得者特権を部分的に放棄して左派内の非主流派の賛同を取り付けるという妥協／合意を形成したのである。この法案は一九〇七年に一度可決された後、当時の統治法の規定に従い、一度旧制度での国会選挙を経た上で、一九〇九年に正式に可決された (安武 2006a: 63-64)。

1. 3. 3. 一九一四年の第一次スターフ内閣の敗北

そして、この選挙権拡大後の最初の選挙である一九一一年選挙を通じて、左派は予想通りに両院で大躍進を果たし、両院合議席の過半数を確保する。右派も比例代表制の利点を生かした組織戦によつて、何とか第一院では八五議席 (五六・七%)、第二院では六四議席 (二七・八%) を確保したが、両院合同投票時の過半数を失つたこと

で、リンドマンはこの選挙での敗北を認めて辞職。後任には再びスターフが指名され、第二次スターフ政権が発足する。

だが、当時の歐州全体を包んでいた第一次世界大戦直前の激しい緊張感が、左派を再び窮地に追い込むことになる。国王グスタフ五世 (Gustav V) と右派は国防増強策を強く求め、それに対しても自由党内での対応が分裂した結果、一九一四年には第二次スターフ内閣も機能不全に陥り、再度退陣を余儀無くされた。そしてスターフはその翌年、急病で失意のうちにこの世を去ることとなる。この時、最も決定的な役割を果たした事件として、国防強化を求める農民達の運動の前に国王が姿を現し、國威高揚の演説をしたことで、国防増強派が勢いを増したことが挙げられる。これは、この時点でもまだ、政局運営における国王の影響力が強く残っていたことが改めて明らかとなつた事件であった (Sydow 1997: 102-115)。

その後、スターフの後任に任命されたのは中道右派のハマーショルド (Hjalmar Hammarskjöld) であり、彼を中心として、第一次世界大戦を乗り切るために超党派内閣が形成されることになる。その一方で、自由党内ではスタークの後継者となつたエーダーンを中心として、戦後に社民党と協力して新たな連立政権を築こうとする計画を、水面下で着々と進めつゝあつた。

1. 3. 4. 一九一七年のエーダーン内閣の成立

第一次世界大戦が終局へと向かいつつあつた一九一七年、社民党と自由党がハマーショルド挙国一致内閣への協力を拒否したことと、実質的に法案成立能力を欠くこととなつた同内閣は退陣へと追い込まれる。後任には右派のスヴァルツ (Carl Swartz) が指名されたが、彼もまた、第一院の多数派である左派とは協力関係を築けず、政局は極

めて不安定な状況に陥った。そして、その年の国会選挙で左派は大勝利を収めて国会両院合計での過半数議席を再び確保したことで、スヴァルツは辞任。そして国王は自由党のエデーンに組閣を命じることになる。これ以降、国王は政権選択に対して一切の影響力を行使することはなくなり、今日的な意味での「議会主義」が慣習として確立する (Sydow 1997: 115-119)。

更に、エデーン内閣はその後、長年の念願であった地方議会選挙における財産に基づく投票数格差および第一院の被選挙権制限を完全に撤廃し、そして全ての選挙への女性参政権を認める法案を提出し、激しい政局の末、一九二一年には完全に成立することになる (Olsson 2000: 121-171)。これによって、今日のスウェーデンの議会制民主主義体制は完成することとなつた。

第四節 スウェーデンの議会主義化の歴史的位置付け

1. 4. 1. 左派路線の敗北による「ネガティブな議会主義」の成立

このように、二〇世紀初頭のスウェーデン国会は、約二〇年に及ぶ改革論争の末、「議会主義化」と「民主主義化」を達成し、今日のスウェーデン型議会主義の礎を築いた。しかし、それはスタッフを始めとする当初の左派主流派が目指していた理想像とは大きく異なる内容であつた。

第二節で示した通り、スタッフが目指していたのは、「下院優位の原則」と「小選挙区制」に基づく英國型議会主義の導入であった。それはすなわち、政治権限を下院へと集中させた上で、小選挙区制によつて「二大政党による政権選択の選挙」を実現する」として、「議会内の過半数を占める政党による行政権掌握」という意味での、実質的な

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

「ポジティブな議会主義」をもたらすことを意味していた。

しかし、現実にはスウェーデンの伝統的な「両院対等原則」が維持され、選挙制度は一九〇九年改革で「比例代表制」へと転換された。第三節で示した通り、これらはいずれも右派の意向を強く反映した結果であり、結果的にこれらの制度によって、同国では単独政党による国会支配は非常に困難となり、実質的な「ネガティブな議会主義」が定着することとなる。すなわち、同国の「実態としてのネガティブな議会主義」を成立させる条件としての「権力の分散」をもたらす諸制度は、まさにこの議会改革期の右派の主張に基づいて成立したのである。⁽⁶⁾

1. 4. 2. 右派の主張の背景にある政治理念

従つて、本論の目的である「ネガティブな議会主義の潮流の明確化」のためには、右派がなぜこれらの制度を求めたのか、その背景で彼等は何を目指していたのか、ということを明らかにする必要がある。

その際にまず確認しておくべきことは、当時の右派もまた、当初からこのような「ネガティブな議会主義」をスウェーデンに定着させることを目指していた訳ではない、ということである。確かに、比例代表制と両院対等制は右派の意向によって導入された。しかし、彼等はそのような制度下での議院内閣制の導入を目指していたのではなく、あくまでスウェーデン政治の伝統としての「権力分立制」を維持することで、左派政府による権力の独占とそれに伴う「社会主義化」および「平和主義化」を食い止めることが彼等の第一目標だったのである。

次章ではこのような右派の政治理念を明らかにするために、この選挙権改革期（一九〇〇年～一九二一年）に右派系雑誌である『政治学雑誌 (Statsvetenskaplig tidskrift)』と『スウェーデン雑誌 (Svensk tidskrift)』において「議会主義」に関して言及した五人の論者の論説について分析する。両誌は当時の右派政治家に非常に大きな影響を与え

た学術誌であり、たとえば前者では国会内での本格的な審議に先駆けて様々な比例代表制案が発表され（安武論2006b: 98-100）、同様に後者においては主に外交政策を中心として様々な政治的提言が展開されるなど、当時の右派全体の政治路線を定める上で重要な役割を果たしていた。ここで取り上げる五人の論者はいずれも著名な学者であり、中でもファーレルベックとハレンドルフは当時の右派知識人を代表する存在と言える。その意味で、彼等の言説は当時の右派全体の政治理念や問題意識を探る上での極めて重要な題材となる。

なお、ここで留意すべきことは、序章第二節で述べた通り、当時の右派は「議会主義」という言葉を必ずしも今日と同じ意味で用いていた訳ではないということである。そのことを念頭に置いた上で、当時の右派の諸思想の中から、今日の「ネガティブな議会主義」の源泉を読み取っていく」とを次章の目的とする。

第二章 二〇世紀初頭の右派の政治思想

第一節 英国型議会主義とは相反する「スウェーデン独自の伝統」

2.1.1 「議会主義」への対抗概念としての権力分立論

前述の通り、当時の左派が「英國型議会主義」の導入を目指していたのに対し、右派の理論家達は、スウェーデンの独自の歴史的伝統に基づいた政治体制としての権力分立制の維持の必要性を強く主張していた。

その代表格として、まず『スウェーデン雑誌』創刊号（一九一年号）に掲載された歴史学者ハレンドルフ（Karl Hallendorff）の議会主義論を紹介しておこう。彼は、当時の右派の理論的支柱であったウppsala大学のイエルネ

(Harald Hjärne) の弟子達を中心とする「青年右派 (unglödare)」の中心人物の一人であった。

彼は議会主義という言葉を、当時の英國の「階級に立脚しない」二大政党による選挙を通じた議院内閣制」を指す言葉として位置づけた上で、フランス、デンマーク、ノルウェーなどの大陸系諸国の政治体制のことを、議会選挙を通じた政権交替は可能であつても安定した多数派を築けていないという意味で「擬似議会主義 (imiterade parlamentarism)」と呼んでいる。つまり、彼は「議会主義」が機能するためには「階級に立脚しない」二大政党」が必要条件であり、それを確立出来ずに多党分裂に陥っている大陸諸国は、たとえ議院内閣制を確立していたとしても「擬似議会主義」でしかなく、そのような政治システムが当時の大陸諸国の政治の混乱をもたらしていると考えていたのである (Hallendorff 1911: 391-395)。

一方、スウェーデンは大陸諸国と同様に多党制議会ではあるものの、実質的な統治権限を持つた「君主」が諸政党間での調整役を担うことで政治の安定を保つことが出来ていると評した上で、そこに議院内閣制を導入しても、大陸諸国同様の擬似議会主義にしかならない、と主張している (Hallendorff 1991: 400-401)。

このように、彼は「議会主義」という言葉を事实上「英國型議会主義」と同義と位置付けた上で、それ自体には一定の価値を認めつつも、スウェーデンにその制度を導入することは不可能であり、スウェーデンの政治社会状況においては、これまで通りの権力分立制の維持こそが望ましいと考えていたのである。

同様の主張は、同じウプサラ大学の歴史学者スター・エノウ (Ludvig Stavenow) が一九一六年に同誌に発表した論文でも述べられている。彼はまず英國では「強固な政府による議会主義」が成立していることを踏まえた上で、それはスウェーデンの歴史的伝統に合致しないと断言している。スウェーデンの「自由の時代」(議会権力全盛期) の研究者として著名な彼は、この二〇世紀初頭の時代においても（議会の性質や官僚層の強さの違いなどは認

めつつも）地方の統治制度や委員会制度などには数多くの共通点があるという理由から、現時点で議会主義を導入すれば必ず自由の時代の政治腐敗の再来を招くと考え、同国には個別利害を超えた存在としての国王が必要であると主張している（Stavenow 1916: 175-182）。

このようにハレンドルフやスター・ヴェノウは、当時のスウェーデンの「権力分立制」とは異なる「議院内閣制」を意味する定義として「議会主義」という言葉を用いた上で、それは英國という特殊な政治土壤においてのみ成立する制度であり、スウェーデンにそれを導入することは、同時代の大陸諸国、もしくは自由の時代のスウェーデンのような政治の退廃をもたらすと考えていたのである。

2. 1. 2. 「スウェーデン型議会主義」としての権力分立論

上記のように「議会主義」という表象を「権力分立」の対義語としての「議院内閣制」を意味する言葉として用いる論者達に対して、実質的に当時のスウェーデンの権力分立体制を指す言葉として「議会主義」の表象を用いる論者もいた。

そのような形での議会主義概念を提示した最初の学者は、ルンド大学の政治学・歴史学の教授であり、右派系の学術誌『政治学雑誌』の編集長でもあったファールベック（Pontus E. Fahbeck）である。

彼は一九〇四年発行の同誌で発表した論文の中で、「議会主義」の下位類型として「英國型」「スウェーデン型もしくはスウェーデン・米国型」「スイス型もしくは民主主義型」の三形態を列挙している（フランスは、スウェーデン・米国型とイギリス型との中間形態）。そして、英國型議会主義を「独裁的な内閣へと集約された政党政府」に基づく特殊な「内閣議会主義（kabinet parliamentarism）」と位置づける一方で、当時のスウェーデンや米国の「國家元

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

首が行政権を掌握し、議会が立法権を掌握する権力体制」もまた、英國とは異なる「議会主義」の一類型として分類しており、それらは発展段階の違いではなく、質的に異なる型の政体であると論じている (Fahlbeck 1904 av.1: 4 -5, 24)。

つまり、彼の定義においては「議院内閣制」は「議会主義」の必須条件ではなく、スウェーデンの伝統的な権力分立体制をも含めた言葉として「議会主義」という表記を用いているのである。これは、前述のハレンドルフやスター・ヴェノウ、そして序章で示した現代のパションやシドウの定義とも明らかに異なる。

そして、フランス、ベルギー、イタリアなどと比較した上で、英國型議会主義（内閣議会主義）は「国王の無権力」「実質的な一院制」「強固な委員会の不在」「予算・立法・議事進行における内閣の主導権」「多数派の信任を受けた者による内閣」「議会内の多数派の同質性と二党制」「有権者の非党派性」といった特徴の上に成り立つており、他国とは様々な条件が異なる以上、英國の制度を他の土壤に移植する」とは出来ないと断言している (Fahlbeck 1904 av.1: 25-30)。

その上で、彼は上記の諸問題に関する英國とスウェーデンの様々な違いについても詳細に分析した上で、相互の異質な憲法を混ぜ合わせることは不可能であると結論付けているのである (Fahlbeck 1904 av.2: 97-98)。

同様の主張は、一九一四年の『政治学雑誌』におけるウプサラ大学の法学者レウテルシユルツ（C. A. Reuter-sköld）の論文にも見られる。彼は、議会主義にはその下位類型として「君主制議会主義（monarkisk parlamentarism）」と「共和制議会主義（republikansk parlamentarism）」の二形態が存在すると論じており、左派の掲げる「政府が第一院の多数派のみに対し責任を負う制度」とは「共和制議会主義」であると位置付けた上で、そのような外國産の議会主義はスウェーデンの土壤には根付かない、と断言している (レム) では、たとえ君主制国家であって

も、その君主に実権がなければそれは「共和制議会主義」であると位置付けられており、当時の英國も「共和制議会主義」に含まれている)。

そして、当時のスウェーデンにおける国王と議会の協力に基づく権力分立制のことを彼は「君主制議会主義」と定義し、同國では英國とは異なる形での「議会主義」が既に発達しつつある、と論じている。その上で、同年に国王との対立によって第二次スターフ政権が崩壊した際に、左派が「議会主義の危機」と声高に主張していたのに對し、上記の通りスウェーデンには独自の「君主制議会主義」が存在しており、そこにおいては国王が政治的権利を行使することは何ら違憲ではない以上、「議会主義の危機」とは、実際には左派のレトリック戦略にすぎない、と断じているのである (Reuterskiöld 1914: 78-87)。

このように、ファールベックやレウテルシェルドはスウェーデンの権力分立体制を「議会主義」の下位類型の一つとして定義していたのだが、そのように定義することの論理的な正統化はやや不十分であった。⁽⁶⁾ このような概念整理の正統性を最も論理的に説明したのは『スウェーデン雑誌』の一九一七年号に掲載された政治学者レクシウス (Gunnar Rexius) の論文である。

彼はまず、「議会主義」という言葉を「内閣構成に対する国会の権力」と定義した上で、スウェーデンの一八〇九年統治法には、国会に予算承認権などを与えている以上、実質的に国王は国会の意向に合わせて内閣を形成する必要があるという意味で議会主義的傾向があると述べている。しかし、あくまでこれは不信任決議による「ネガティブな議会主義」に限定された権力であり、直接的に国会内の多数派が内閣を指名する「ポジティブな影響力」は認められていない、ということを指摘している (Rexius 1917: 184-185)。

そして彼は、このような「ネガティブな議会主義」を「旧来のスウェーデンの議会主義 (den gammal svenska par-

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

表一：二〇世紀初頭のスウェーデン右派の「表象としての議会主義」の用法の多様性

	イギリス(議院内閣制)	フランス	スウェーデン(権力分立制)
ハレンドルフ	議会主義	擬似議会主義	権力分立制（↔議会主義）
スター・エノウ	議会主義	?	権力分立制（↔議会主義）
ファールベック	英國型／内閣議会主義	英米の中間型	スウェーデン・米国型議会主義
レウテルシェルド	共和制議会主義	共和制議会主義	君主制議会主義
レクシウス	新たな議会主義	?	旧来のスウェーデンの議会主義

(著者作成)

「Parlementarism」）と呼び、それに対しても、当時の左派が求めていた、第一院の多数派による政治権限の独占（組閣に対するポジティブな影響力）を前提とした英國型の政治システムを「新たな議会主義（den nya parlamentarism）」と位置付けているのである。その上で、前者に代えて後者を導入しようとする左派の方針を「伝統の破壊」であるとして、その危険性を強調している（Rexius 1917: 192-193）。

2. 1. 3. 両系譜に共通する認識としての「英國議会主義導入の不適切性」

このように当時のスウェーデンの右派の学者達の中には、「議会主義」という言葉を、権力分立体制と相反する「議院内閣制の政体」のみを指す言葉として用いている学者（ハレンドルフ、スター・エノウ）と、議院内閣制と権力分立制の双方を含む上位概念として用いている学者（ファールベック、レウテルシェルド、レクシウス）とが混在していた（表一参照）。

しかし、実は両者の主張自体は殆ど変わらない。当時、スターフを中心とする左派は、「下院主導の議院内閣制」を意味する言葉としての「議会主義化」を強く要求していた。これに対して前二者は、左派の「議会主義」という表象概念をほぼそのまま用いた上で、「議会主義はスウェーデン政治の伝統を脅かす存在であり、スウェーデンには権力分立の方が適合している」と説いていたのに対し、後三者は逆に「議会主義」という表象を、自身が擁護するスウェーデンの伝統的な権力分立

体制をも含む言葉へと転用させることで、左派の議会主義化要求に対して「スウェーデンには、英國型議会主義とは異なる独自の議会主義があり、それはすなわち権力分立である」という論理で左派に対抗したのである。すなわち、上記の五人は左派の議論に対抗する上で「議会内の過半数による政治支配」という英國型議会主義はスウェーデンには適用出来ず、スウェーデンは「諸勢力間の協調」によって成り立つ伝統的な権力分立主義を維持すべきという主張は共有していたのである。

第二節 左派政権への警戒心

2.2.1 政治制度論の背景にある恐怖としての「左派政権」

このように、当時の右派の政治理論家達は、スウェーデンの社会状況および歴史的教訓から考えて、スウェーデンに英國型議会主義を導入することは国家分裂を引き起こすと主張していた。しかし、当時の右派の議会主義化反対論は、そのような純粹な政治制度論的な立場からのみ唱えられていた訳ではない。当時の彼等がより切実に怖っていたのは、議会主義化を通じて、左派が政治権力を掌握することであった。彼等は特に、左派の唱える「社会主義」と「平和主義」を、祖国を危機に陥れる危険な思想と考えていたのである。

2.2.1 社会主義化への警戒

上記の右派の諸論文の中では、「国王の組閣権」を維持すべき理由として、「単一の社会階級」のみを代表する政党が政権を握ることを防ぐ必要がある、という主張が頻繁に述べられており、その中でも特に、最も明確な階級意

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

議に基づく政党、すなわち社民党による政権奪取に対しても、最も敏感に警戒していた。

たとえばファールベックは上述の論文内で、比例代表制導入の利点として「労働者政党が第一院、そして両院合 同投票に基づいて国会を支配することを防ぐ」とが出来る」と述べており (Fahlbeck 1904 av.2:93)、まだ社民党が極 少政党だった頃から、議会改革後に彼等が政権を握ることを警戒していたことが伺える。そして、左派政権が形成 されつつあった一九一二年の論文では「社会主義者達は労働者の利益と自身のユートピアのことしか眼中にない」 と痛烈に批判しており (Fahlbeck 1912: 13)、彼等に政治の実権が移ることに対し強い危機感を示している。同様 にレクシウスもまた上述の論文の中で「近い将来の労働者支配」に対する人々の不安を指摘している (Rexius 1917: 193)。

このように、英國型の議院内閣制の導入により、それまでのスウェーデンの「諸勢力間の協調」に基づく政治文 化を知らない社民党による単独政権が実現する、と彼等は強く警戒し、その防止策として、国王の組閣権の堅 持、および比例代表制の導入や二院制の維持などを志向していたのである。

2. 2. 2. 平和主義化への警戒

そして当時のスウェーデンで議会改革問題と同等以上に紛糾していたのが、軍拡問題である。既に第一章で述べ た通り、一九一四年の第一次スタッフ内閣の退陣は、当時の危機的な世界情勢下で、祖国防衛のために軍事力を増 強すべきだと考える右派および国王と、軍備縮小を目指す左派との対立に端を発している。すなわち、当時の右派は 議会主義の定着によって左派政権が政治を支配することが、祖国の存亡そのものを揺るがす危機的状況に繋がると 認識していたのである。

「」のことを上記の論者達の中で最も明確に主張しているのは、まさにその一九一四年に発表された上述のレウテルシェルドの論文である。彼は、当時のスターフが、国王による政治介入に対し「議会主義の危機」を叫んで国民の支持を訴えたのに対し、「これはそのような争いではなく、「国王と共に国防問題の正当かつ即座の解決を求める議会の多数派」と「実際には危機に陥つてもいいない議会主義の進歩を守る」という大義名分によって自己の権力を確保しようとする者達」との争いであると述べており(Reuterskiöld 1914:87)、左派が議会主義という表象を政争の道具にして国防問題をないがしろにする」とを強く批判している。

同様に、一九一二年の『スウェーデン雑誌』でも、左派主導の国防委員会の内部対立や新造のFボート問題に関する左派政権への批判などが展開されており(Sveriges Tidsskrift 1912:49-50, 130-133)、当時の右派にとって権力分立や両院対等原理とは、左派の平和主義路線から祖国を守るために制度でもあつた」とが伺える。

第三節 右派の政治思想が与えた影響

2. 3. 1. 「ネガティブな議会主義」の思想的源泉

「」のようだ、一〇世紀初頭の右派の主要な政治目標は、権力分立体制の維持と左派政権の実現の阻止であり、その意味では（第一章で述べた通り）明確に右派は敗北し、議院内閣制の導入と左派政権の実現をもたらす結果に終わつた。

しかし、今日におけるスウェーデン型議会主義の特徴としての「ネガティブな議会主義」の源流を探る、という本論の当初の目的に立ち返つて考えてみると、そのような政治制度／慣習は、むしろ右派の理念の中での思想的

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

源泉が形成されていた、ということは、本章第一節の内容からも明らかであろう。

当時の左派、特にスタッフは、明確に英國型議会主義を志向しており、それは今日のスウェーデンにおける「政黨間の妥協に基づくネガティブな議会主義」とは明らかに相反する政治理念であった。むしろ、レクシウスが言うところの「旧来のスウェーデンの議会主義」の中に、まさに「ネガティブな議会主義」という言葉そのものが現れていることからも分かるように、それは本来、外来的英國型議会主義からスウェーデンの伝統を守ろうとする右派の理念だったのである。

ただ、ここで注意しておかねばならないのは、レクシウスが言うところの（一九世紀における）「ネガティブな議会主義」と、冒頭で紹介したペタションの定義における「ネガティブな議会主義」とは、必ずしも同義ではないということである。いずれも「内閣選出は協議で、内閣罷免は議会の多数決で決定する体制」という意味では同じなのだが、内閣選出の次元において、レクシウスの「協議」の主体の中には「国王」が含まれるのに対し、ペタションの定義においてはあくまで議会内の諸政党および議長／副議長による協議を前提としている。

つまり、ペタションの言うところの「ネガティブな議会主義」においては、実質的な意味での「議会の政府形成に対するポジティブな独占的影響力」は認められているのである。その意味で、レクシウスの思想がそのまま現在に繋がっているとは言えないが、少なくとも「選出」において過半数の賛同を必要としないという理念は今日の議会制度でも踏襲されており、実際にそれに合わせた「少数内閣主体の政治運営」がスウェーデン政治の基調となつたこともまた事実である。

2. 3. 2. 「権力分立」を前提とした上で「比例代表制」と「二院制」

そして、上記のような「英國型議会主義」の導入への警戒心によって生み出されたのが、「比例代表制」と「対等な二院制」である。前章第四節で示した通り、右派の意向を反映したこの両制度によつて英國型の政権交替慣行の導入を目指すスタッフの方針は打ち砕かれ、今日まで続くスウェーデンの多党分立状況を生み出す上で必要条件の一つとしての制度的環境が形成されることとなつた。

しかし、本章第一節で明らかになつた通り、当時の右派はあくまで「権力分立体制」の維持を目標としており、首相任命のための多数派形成は必要ないと考えていた。だからこそ多党分立状態でも政治は運営出来ると考えていたのであり、決して、今日のような「多数の政党間の交渉で政権枠組が決まる政治体制」を志向していた訳ではない。むしろ、そのような多党分立状態だからこそ、なおさら国王主権が必要であると彼等は考えていたのである（Hallendorff 1911: 400-401）。

つまり、彼等もまた左派と同様に、今日のような形での「ネガティブな議会主義」を求めていた訳ではなく、彼らの手による比例代表制の導入は、あくまで「権力分立制」の維持を前提とした上で戦略であったのだが、結果的にそれが以後のスウェーデン政治の議会主義化過程において、左派が導入を目指した「議会主義」を「二大政党型」から「多党型」へと転換させることを強いたのである。

また、同様に右派が「対等な二院制」の原則の維持を最後まで主張したこと、あくまで「権力分立体制」という前提の上での政策であり、最初から彼等が「両院議会主義」を目指していた訳ではなかつた。実際、ファトルベックもハレンドルフも、比例代表制の問題と同様に二院制を「スウェーデンに英國型議会主義が導入出来ない理由」の一つとして挙げており、特にハレンドルフの場合は、一九〇九年改革によつて第一院の正統性が強化されたこと

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

表二：二〇世紀初頭における右派と左派の政治理念の比較

	内閣選出	選挙制度	両院関係
左派が目指した政治体制 (英國型議会主義)	国会第二院の過半数を占める勢力による選出	小選挙区制 (二大政党)	実質的な一院制 (第一院の形骸化)
右派が目指した政治体制 (権力分立)	国王による選出 (罷免権は国会にも有り)	比例代表制 (多党分立)	対等な二院制
1917年以降の政治体制 =スウェーデン型議会主義 (ネガティブな議会主義)	国会両院の各勢力の代表者による協議に基づく選出 (過半数の「賛成」は不要)	比例代表制 (多党分立)	対等な二院制 →1970年以後は一院制に再編成

で、その傾向は更に強まつたと主張して *Fahlbeck 1904 av.2.97; Hallendolff 1911: 396*。

）のように、当時の右派は決して「両院議会主義」を目指していた訳でもなかつた。しかし、比例代表制と同様、結果的に彼等が「権力分立体制」を守るために死守した「両院対等原理」が、スタートの「下院議会主義」を挫折させ、エーティン達を「両院議会主義」へと向かわせる上で一つの鍵となつたのである。

2. 3. 3. 左右の妥協の結果としての「国王不在のネガティブな議会主義」

上記の通り、当時の右派の政治理念のみが、今日のスウェーデンの「ネガティブな議会主義」の直接的源流であるとは言えない。しかし、彼等が、英國の議会主義をそのままスウェーデンに導入出来る訳ではない、ということを強調し、権力分立体制の維持を求めて主張した「比例代表制の導入」や「両院対等原理の維持」がもたらした権力集中の困難化が、結果的に今まで続く「スウェーデン独自の議会主義」を生み出す上で重要な役割を果たしたことは推測出来る。

無論、これらの制度的条件だけで「ネガティブな議会主義」が形成される訳ではない。たとえば同じ比例代表制のドイツでは、連立政権などを通じて議会の過半数の賛同を基盤とする「ポジティブな議会主義」の慣行が定着している。すなわち、「ネガティブな議会主義」の根本的条件である「内閣成立時に、議会内の多数派の

積極的支持を必要としない」と考える政治文化がドイツはないのである。このような政治文化が当時の右派達の思想の根底に流れていたことは上記の諸論文から明らかであるが、それらがどのような形で一九二一年以降のスウェーデンでも生き残ったのか、という点に関しては更に詳細な分析が必要となろう。

また、両院議会主義は確かにスウェーデンにおける多数派形成を困難化させたが、一九七〇年以降は一院制化されたため、その制度が生み出した政治文化が今日のスウェーデン政治をも規定しているということを実証するためには、一九七〇年以降の政治過程についても研究する必要がある。

とはいっても、いざれにせよ左派の求めた「国王権力を排除した議院内閣制」は最終的に導入されたものの、当時の右派が最も恐れていた「スウェーデンの土壤に合わない」と彼等が考えていた「英國型議会主義」の導入は防止され、結果的に以後の時代においても、それまでのスウェーデンの政治的伝統を踏まえた上で、「議会の過半数による内閣指名」にこだわらない「ネガティブな議会主義」がスウェーデン独自の政治体制として定着することになったことは、たとえそれ自体は彼等の本意ではなかつたにせよ、紛れもない事実である。

このように、一九一七年の政局以降における「スウェーデン型議会主義」は、左派が目指した政治体制でも、右派が目指した政治体制でもなかつた。結果的に、双方の政治理念を部分的に受け継ぐ形で成立した政治システムなのである（表二参照）。その意味で、左派のみをスウェーデン型議会主義の源流と考える従来の単線的な歴史観は修正される必要があることは明らかであろう。

終章　本論文の意義と限界

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

本論文を通じて明らかになったことは以下の通りである。二〇世紀初頭のスウェーデンでは、二大政党制に基づく政権交替を基軸とした英國型議会主義を標榜する左派のスターフを中心とする勢力と、そのような制度下において左派政権（およびそれに伴う社会主義化・平和主義化）の実現を防ぐため、国王権力を介在させることで一部の政党に偏らない政治運営を目指すスウェーデンの伝統的な政治文化を守ろうとする右派勢力との間で、明確な路線対立が生じていた。

その結果、スウェーデンで政党政治の原則や議会主導の政権交替は確立したものの、それは当初左派（スター
フ）が求めていた、二大政党と実質的な一院制に基づく英國型議会主義とは大きく異なる、多党分立と対等な二院制、そしてそのような条件下で形成される協調によって成り立つ政治体制であった。これは、スターフが心酔して
いた英國の political culture の全面的な導入を右派が一定程度食い止め、「議院内閣制」という英國の慣習を受け入ながら
も、それを旧来のスウェーデンの政治的伝統と適合させる形で生じた同国独自の議会主義体制であった。

すなわち、パーションやシドウが言うところの今日のスウェーデン型議会主義（ネガティブな議会主義）の根幹で
ある「国会内の過半数勢力による権力独占を前提としない議会制」とは、左派の議会改革によつてではなく、むし
ろその左派に対する右派の抵抗理念の中で志向されていたのである。そして、そのような右派の理念を反映する形
でスウェーデンに制度的に埋め込まれたのが比例代表制と両院対等原理であり、それらの政治的土壌の上に、今日
のスウェーデンの「ネガティブな議会主義」は形成されることになった。

このように、今日の「ネガティブな議会主義」の源流となる思想が、二〇世紀初頭の右派の政治理論の中に存在

したことは明らかになった。しかし、それらが具体的にどのような形でその後の「少数内閣主導の政治運営」という慣習や、「過半数の信任を必要としない首相指名」という制度の形成に繋がったのか、ということに関する検証はまだ不十分である。今回は紙幅の関係上、右派系の最も重要な二つの学術誌内における理論形成のみに特化した分析に留まってしまっているので、今後は他の媒体や国会内の審議における右派の発言をも取り上げつつ、当時の左派との間での思想交錯やそれに伴う選好変容の過程へと研究を進めていく必要がある。いわば本論文は、そのための第一段階の作業と言える。

また、少なくとも⁽¹⁾の二〇世紀初頭の政局によって、その後のスウェーデン型議会主義（ネガティブな議会主義）が完全に規定されたと断言することは出来ない。戦間期には（僅かとはいえ）スウェーデンの議会主義体制を覆そうとするファシズム勢力が現れ (Nilsson 2001: 80)、一九五〇年代には社民党を中心として再び小選挙区制を導入しようとする動きもあった (Vallinder 1959: 33-36)。⁽¹⁾のような「スウェーデン型議会主義に対する挑戦」を乗り越え、更に一九七〇年の国会法改正によって一院制国会へと生まれ変わった後も、変わらずにこの政治文化が維持されることになった経緯については、より詳細な分析が必要となろう。

今後はこの研究成果を踏まえた上で、より幅広い視点から「スウェーデン型議会制民主主義の形成過程」を分析した研究を組み立てていくことを課題とする。

注

(1) ただし、本質的には議会主義と権力分立は民主主義の下位類型というよりは別次元の概念である。特にスウェーデンにおける「権力分立」とは、伝統的には一八〇九年統治法における国王と国会の協調体制を指す言葉であり、一方で議会主義という言

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

葉も、一七～一八世紀の身分制国会における議会権力全盛期の政体を示す用語として用いられる」とが多々 (Pettersson 2004: 12 -16)。詳細は後述。

(2) 本論では、固有名詞としての「Riksdagen」を「国会」、一般名詞としての「parlament」を「議会」と翻訳する。

(3) もし、いじで過半数の反対票が集まつた場合は再度協議して新たな候補者を立て、再決議する。これを、承認を得るまで四回繰り返すことが可能であり、それでも承認されなかつた場合は、再選挙となる (Pettersson 2004: 131)。

(4) 一院制時代は両院合計の議席数で計算した（議席数は岡沢／奥島 1994: 42; Rustow 1955: 241-243; Verney 1957: 246 などを参考）。院制移行後の二五年間に限定した場合は二一年間（八八・六%）となる。ただし、一九〇〇六年選挙で成立した右派連立政権は過半数議席を有しており、また昨今は左派ブロック内でも連立形成を目指す動きがあるため、今後はこの数値が大きく変わる可能性もある。

(5) 筆者も事実上それに近い形で「議会主義」という言葉を今まで用いてきた（安武 2006a、安武 2006b）。

(6) (5) ただし、左派内でも前述のテルベリは早期から第一院改革を志向しており、必ずしもスタートが左派の総意であったとは言えない（安武 2006b: 109-110）。この問題については、またいざれ別稿で論じるにとする。

(7) ただし、この時点において既に英國議会にも労働党が進出しつつあることから、その価値も徐々に色褪せつつあるとも述べている (Hallendorff 1911: 393)。

(8) ファールベックもレウテルシェルム、当時のスウェーデンの統治体制を議会主義と呼ぶことが、当時の時点で一般的に浸透している訳ではないことは誰もいない (Fahlbeck 1904 avl: 5; Reuterskiöld 1914: 84)。

参考文献

【政治学雑誌】(Statsvetenskaplig Tidskrift) の編文

Fahlbeck, Pontus E. (1904): Engelsk och svensk parlamentarism (1 och 2).

Fahlbeck, Pontus E. (1912): Partiregering eller landsregering.

Reuterskiöld, C. A. (1914): Monarkisk och republikansk parlamentarism.

『スコットランド議會 (Svensk Tidskrift)』

Hallendolff, Carl (1911): Parlamentarismen.

anonymitet (1912): F-åtteslut och statsordningen.

anonymitet (1912): Den nya försvars urendningen.

Rexius, Gunnar (1917): Parlamentarismen och svensk tradition.

Stavenow, Ludwig (1916): Frihetsridens parlamentarism och vår egen tid.

参考文献

- Carlsson, Sten (1985): Två kammarriksdagens första skede (1867-1921), ur: Stjernquist, Nils (Red.) Riksdagen genom tiderna, Riksdagens Jubileumsfond.
- Hofberg, Herman/Heurlin, Frithiof/Millqvist, Viktor/Rubenson, Olof (1906), Svenskt biografiskt handlexikon (SBH) 2nd edition (av.1 och 2), Alb Bonniers boktryckeri.
- Lewin, Leif (2002): Ideologi och strategi - Svensk politik under 130 år, Norsteds Juridik AB.
- Nilsson, Torbjörn (2001): Höger 1890-1940: En historisk vandring mot demokrati, ur: Rösträtten 80 år? Forskarantologi, Graphium.
- Olsson, Stefan (2000): Den svenska högerns anpassning till demokratin, Statsvetenskapliga föreningen i Uppsala.
- Petersson, Olof (2004): Svensk politik - Sjätte upplagan, Norsteds Juridik AB.

二〇世紀初頭のスウェーデンにおける「議会主義」を巡る右派の思想（安武）

Rustow, Dankwart (1955): *The Politics of Compromise - A Study of Parties and Cabinet Government in Sweden*, Princeton University.

Stenlås, Niklas (2002): *Kampen om högern - upphyggnaden av Allmänna valmansförbundet 1904-1922*, ur: Nilsson, Torbjörn (red.), *Anfall eller försvar ? Högern i svensk politik under 1900-talet*, Santerus Förlag.

Sjernquist, Nils (1995): *Vårfor behövs nordiskt samarbete kring parlamentarismforskning*, ur: Brändström, Dan (Red) *Parlamentarismen i de Nordiska länderna - En egen modell?*, Riksdagens Jubileumsfond & Gidlunds Förlag.

von Sydow, Björn (1997): *Parlamentarismen i Sverige - Utveckling och utformning till 1945*, Gidlunds Förlag.

Vallinder, Torbjörn (1959): *Majoritets val eller proportionella val?*, Folkpartiets ungdomsförbund.

Verney, D.V. (1957): *Parliamentary Reform in Sweden 1866-1921*, Oxford.

岡沢憲美／奥鹿孝康編（一九九四）『スウェーデンの政治』早大出版部。

小川有美（一九九一）「トーマークによる議院内閣制問題と「体制改革」——カントニナウト比較政治の視座から——」『國家學会雑誌』第一〇五号。

安武裕和（一〇〇六）「スウェーデンの選挙権改革における排他的妥協／合意の構造」『北ヨーロッパ研究』第一号。

安武裕和（一〇〇七）「スウェーデンの選挙権改革期における右派の理念転換—一九〇四年のベストレーム政府法案と普通選挙民団盟（AVF）設立—」『名古屋大学法政論集』第一回。